

ストップ！ザ ハッ場ダム

ニュース 群馬(9)

ハッ場ダムをストップさせる群馬の会

事務局長 鈴木 庸

TEL 027-224-8567 FAX 027-224-6624

裁 判 傍 聽 の お 願 い

第10回口頭弁論は12月15日(金)午前13時半より前橋地方裁判所大法廷で開催されます。今回は環境問題が論じられます。家族知人友人に傍聴を呼びかけて応援に駆けつけてください。口頭弁論終了後、群馬県庁昭和庁舎3階34会議室にて報告会ならびに勉強会を開催します。報告会の場所がいつもと異なりますのでご注意ください。一人でも多くの人に呼びかけて傍聴席をいっぱいにしましょう。群馬の活動が低迷気味なので、元気に頑張れるよう、ご協力ください。

第9回 裁判の日—環境アセスメント—

ぐんま市民法律事務所 弁護士 福田寿男

環境に著しい影響を与えるおそれのある行為の実施・意思決定に当たりあらかじめ環境への影響について適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、環境の保全について適正に配慮しようとする「環境影響評価」(環境アセスメント)は、これが制度化されている場合は勿論のこと、そうでない場合であっても、事案に即して条理法上の義務として要求されるものです。

そして、環境影響評価が必要であるのに実施されなかった場合や、形式的には実施された場合であっても、事案に即した適切なものでない場合には、この条理法上の義務違反としてその行為は違法とされるのは当然です。

ハッ場ダム建設事業は、工事期間中は大規模かつ長期にわたって環境の改変を行い、また工事完了後にはダムという大規模な工作物の存在によってそれまでの環境を一変してしまうのですから、このような環境影響評価がなされる必要があることはいうまでもありません。

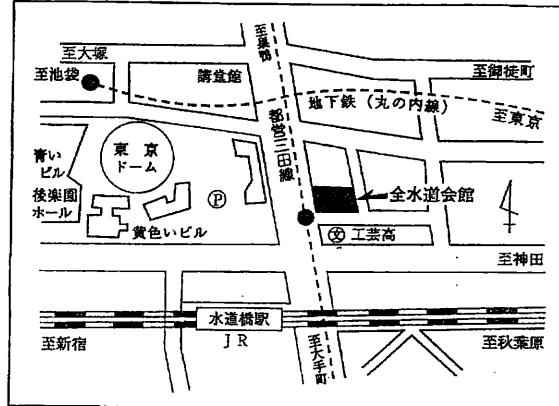
国交省は、ハッ場ダムに関し、環境影響評価を実施したと主張しますが、評価項目が公害や自然環境に限定されている上、代替案との比較検討や内容の適正を審査する制度的手当がないといった根本的な問題点があり、到底、適正な環境影響評価がなされたものと評価することはできません。

現に、環境影響評価書には、ハッ場ダム建設事業で最大の影響を受ける建設予定地、水没予定地及びその周辺地域の人の生活環境についての記載がまったくなく、また、自然環境部門では、例えばイヌワシについて「営巣地は、淡水区域内はない。・・・淡水区域周辺には広大な森林域が残されているため影響は少ない。」と、また、渓谷美に富む吾妻峡の自然景観についても「ハッ場ダムの建設により、吾妻峡の一部は水没することとなるが、下流部の景観は残されることから、自然景観への影響は問題ない。」とあるのみで、環境保全のために実効性ある環境影響評価がなされたとは到底いえないのです。

以上

12月15日の裁判後の報告会は
県庁昭和庁舎の3階34会議室です

2006年12月9日にハッ場ダム住民訴訟2周年報告会が開催されます。以下そのお知らせです。できるだけ多くの皆さんで参加し、元気いっぱいの声援を送ってください。よろしくお願ひいたします。



ハッ場ダム住民訴訟2周年報告会

今なら間に合う!! ハッ場ダムをストップさせよう

1都5県の住民約5400人が参加した住民監査請求の後、各地方裁判所で同時に、ハッ場ダム建設反対の住民訴訟を提起してから2年余り経ちました。

財政削減が叫ばれている現在、無駄な公共事業の典型であり、8800億円という巨額の費用を要するハッ場ダム事業にストップがかからないのはなぜでしょう？

この問題をおおぜいの市民の皆さんに知っていただき、ハッ場ダム中止に向けて、運動の輪を広げていきたいと、集会を開きます。ぜひ、ご参加ください。

12月9日(土) 13:30～16:00

全水道会館 4F大会議室

(JR水道橋駅東口徒歩2分 …裏面に地図)



プログラム

- ① ハッ場ダム裁判の現状と今後について
- ② 永源寺第二ダム勝訴判決の報告
- ③ 1都5県からの活動報告
- ④ アピール採択

資料代 500円

主 催 ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会

〒102-0083 東京都千代田区麹町6-4麹町ハイツ502

谷合周三法律事務所 TEL 03-3512-3443

(お願い) 2006年12月9日までは公表しないで下さい。内容が変更される可能性もあります。

ハッ場ダム住民訴訟2周年報告会・アピール（案）

昨年の11.27集会から1年、6都県で展開されている裁判は新たな段階を迎えていた。被告側は当初から「インターネット上に裁判資料は載せるな。」などのいやがらせや、自らダム計画に参加してきた経過を棚に上げ、「自治体には国の政策を審査する権限はない。住民訴訟の範囲を逸脱しているので、却下を求める」などと無責任な門前払い論を主張してきた。

一方、弁護団と原告は提訴以降、5つの争点（治水上の効果が望めないこと、利水の必要性がないこと、ダムサイト岩盤の危険性、地すべりの危険性、環境破壊）の書面化に全力を挙げてきたが、この1年、その完成した書面を次々と提出してきた。法廷ではパワーポイントで映像を映し出し、分かり易い陳述に心がけてきた。ここにきてようやく、被告側も利水を中心に反論を始めてきた。いよいよ負担金支出の違法性を証明する時期が到来したのである。これからは証人尋問を含めた立証活動で、さらに被告を追い詰め、勝利判決を勝ち取っていきたい。

さらに、ハッ場ダム中止への闘いは法廷だけではない。アースデーを始め様々な市民集会でハッ場ダム問題を訴えてきた。そして10月9日のライブ&トーク「ハッ場いのちの輝き」には1300人が集まり、歌手の加藤登紀子さんの「水没予定地で生きる人たちを力づけたい。^{あるさと}故郷をここで再生したいと願う人たちをみんなで応援しようよ。」のアピールに参加者の心は一つになった。

こうした運動の前進に対し、国交省は、裁判提訴時点では見向きもしなかった利根川水系の河川整備基本方針の審議を、昨年10月に突然開始した。驚くことに、利根川上流八斗島の基本高水流量については従前のきわめて過大な2万2千トンをそのまま踏襲し、たった5回のおざなりな審議で、今年2月には決定をした。さらに10月、市民参加型を実践してきた「淀川水系流域委員会」の突然の休止宣言を発表した。そして11月、われらが利根川水系の河川整備計画の策定手続きについて、自ら指名した学識者だけの会議を開催し、市民は公聴会で意見を聞くのみとすることを発表した。『策定までの議論には市民を一切参加させない』とは、新河川法の精神を無視した何と時代錯誤のやり方だろう。

しかし、私たちもこの間、利根川の上流から下流までの河川の問題を解決するために、利根川流域市民委員会を発足させ活動してきた。34団体もの市民団体が参加している。この市民委員会と共に、「市民不在の整備計画作成作業」には断固として闘っていきたい。

さて、ダム周辺工事が強行されている群馬県現地では、住民はますます希望を失い地元を去っていく現状があることを直視しなければならない。まさに、地域崩壊の危機にある。できるだけ早くハッ場ダム中止を勝ち取り、同時に住民の生活再建も成し遂げたい。

本集会に集まったみなさんと一層力強く闘って行こうではありませんか！

2006年12月9日

参加者一同

群馬からの報告

水没関係住民の生活再建問題一 長年にわたる生活破壊

① 水没予定地では長年、激しいダム闘争があり、反対派、条件つき賛成派による骨肉の争いが続いた。

→人間関係の破壊

②建設省に対する地元住民の反発激しく、1985年、群馬県の生活再建案（注）受け入れで、ようやくダム計画のレールに乗る。

【注】現地再建ずり上がり方式—代替地を他所につくらず、地区内の水没線より上に地区ごとにズリ上げるプラン。

③造成工事は大幅に遅れ、当初予定の補償基準調印時（2001年）どころか、現在も未完成。まもなく第一期分譲開始の予定だが、さらに遅れる可能性が高い。

④代替予定地は道路、水道、ガス、電気などライフラインが未整備で、砂塵が舞う劣悪な住環境。観光用地、農業地としても不適。

⑤代替地は一般用地が約12～14万円／坪、温泉用地が15～18万円／坪。県内の都市近郊地価より高額。周辺の森林地価は5000円／坪。

⑥水没予定地から人口の流出が続き、代替地移転を希望する世帯数は、全水没地区で当初の280世帯から約40世帯へ。代替地の規模も昨年末、大幅に縮小。

⑦借地・借家人（川原湯温泉街では半数以上）は補償額が少なく、生活再建が極めて困難。

代替地計画の破綻

当初は住民の多くが代替地への集団移転を望んでいたが、代替地計画に希望を見出せないことから、補償基準調印後、住民の流出が始まった（下表）。一般的な土地売買とちがい、代替地計画では、造成中の土地を図面で見て意向調査に答えなければならない。地元では「カタログ販売以下」、「国交省は悪徳不動産業者のように嘆きも聞かれる。全水没地区の川原湯、川原畑では地域の衰退が著しく、家屋の解体が日常風景となって久しい。転出しても住民票を残すケースが多いことから、川原湯の実際の居住世帯数は50世帯を下回り、代替地希望世帯数も今では30世帯をわっている。

水没地区世帯数・代替地希望世帯数（長野原町役場調べ）

年 集落名	1979年	2000年	2003年	2005年	2006年	代替地希望
川原畑	79	95	70	27	26	17
川原湯	201	181	150	93	73	36
林	103	108	102	96	99	22
横壁	47	62	54	45	51	16
長野原	392	321	312	308	307	38
計	822	767	688	569	556	129

*00年～06年は3月末、代替地希望は今年2月の数字

会費納入と寄附のお願い

ハツ場ダムをストップさせる群馬の会は皆さんの会費と寄附により活動をしております。
ご協力お願いいたします。振込先は下記のとおりです。

（振込先）郵便振替口座 00150-2-356373 （加入者名） 鈴木 康